

上ノ国町公式Y o u T u b e 運用要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、町が動画共有サービスY o u T u b e（以下「ユーチューブ」という。）を利用した動画による行政情報の配信の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブとは、インターネット上の動画共有サービスをいう。
- (2) チャンネルとは、町が投稿した動画をリスト化したページをいう。
- (3) アカウントとは、ユーチューブを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) コメントとは、町が投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見をいう。

(運営主体)

第3条 町のチャンネルの運営主体は上ノ国町とし、アカウントの管理、動画の投稿は広報主管課が行う。

2 アカウント名は北海道上ノ国町とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運営主体としてユーチューブのアカウントURLを、町ホームページ上に明示するものとする。

(投稿内容)

第5条 町に関する行政情報、イベント情報等に関する動画を投稿し配信するものとする。

(制限事項)

第6条 上ノ国町公式チャンネルでは、他アカウントのチャンネル登録及びコメント機能の利用は行わないものとする。ただし、国、他自治体及び公益法人等が作成したチャンネルで、特に広報主管課長が認めるものは、この限りではない。

(免責事項)

第7条 町が投稿した動画を利用することで生じた直接、間接的な損失について、町は一切責任を負わないものとする。また、予告なく運用の変更、見直し、中止等する場合があるものとする。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、広報

主管課長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。